

機械設備保守点検業務委託契約書（案）

地方独立行政法人秋田県立医療療育機構（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、別紙「秋田県立医療療育センター機械設備保守点検業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づく業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、仕様書に基づく業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は 円とする。

（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2 甲は、委託業務の処理結果を検査確認した後、乙の請求に基づき、委託料を別紙支払い計画書により、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を療育機構契約事務取扱規程第29条第3号により免除する。

（委託業務の処理方法等）

第5条 乙は、仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 委託業務の処理に使用する機器、消耗品等は、乙の負担とする。

（調査等）

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を事前に得たときは、この限りでない。

（業務完了報告）

第8条 乙は、委託業務完了後速やかに、委託業務に関する業務完了報告を書面により、甲に行うものとする。

(解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、解除により生じた損失の補償を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第10条 乙が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の処理により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
地方独立行政法人 秋田県立療育機構
理 事 長 遠 藤 博 之

乙